

■府内市町村の立地支援制度（補助金、奨励金、融資、税の特例措置等）

【京都市】

制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
京都市企業立地促進制度補助金交付要綱	H14.4	<p>○以下の要件を満たす本社、工場、開発拠点、研究所、の新增設等（賃借を含む）を行う、製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業を営む方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業</li> </ul> <p>①新增設等による生産設備取得額が1,000万円以上</p> <p>②対象事業所の雇用者数が5名以上で、市内の常用雇用者総数が1名以上増加すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大企業</li> </ul> <p>① 新增設等による生産設備取得額が2,500万円以上</p> <p>②対象事業所の雇用者数が5名以上で、市内の常用雇用者総数が増加すること（常時雇用者の増加数に応じた年間上限額の設定あり）</p>	<p><b>補助金</b></p> <p>○事業所の新增設等に伴い取得した固定資産（土地を除く）に係る固定資産税及び都市計画税相当額を、中小企業は5年分、大企業は2年分（中小企業は限度額6億円、大企業は常時雇用者の増加数に応じて年間上限額有り）</p> <p>（ただし、らくなん進都、横大路地区、桂イノベーションパーク地区、特定工業専用地域（※）については、中小企業は6年分、大企業は3年分）</p> <p>※都市計画法に規定する工業専用地域に指定された区域のうち、南区久世東土川町、伏見区久我本町、伏見区久我御旅町、伏見区久我西出町に属する部分</p> <p>○対象事業に伴い埋蔵文化財発掘調査を実施する場合に、当該調査に要した経費相当額（限度額5,000万円）</p>
京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金	H14.4	<p>○以下のいずれかに該当する中小企業で、事業所の新增設等（賃借を含む）を行う方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 京都市ベンチャー企業目利き委員会Aランク認定企業</li> <li>・ バリュークリエーション審査委員会オスカー認定企業、京都高度技術研究所オスカー認定企業</li> <li>・ 京都市産業技術研究所「知恵創出“目の輝き”」認定企業</li> <li>・ 京都市が所管・設置するインキュベーター施設に入居又は入居していたことがあり、一定の条件を満たす方</li> </ul>	<p><b>補助金</b></p> <p>○事業所の新增設等に伴い取得した固定資産（土地を除く）に係る固定資産税及び都市計画税相当額を5年分</p> <p>○対象事業に伴い埋蔵文化財発掘調査を実施する場合に、当該調査に要した経費相当額（限度額5,000万円）</p>
京都市企業立地促進融資制度要綱	H15.4	<p>○本社、工場、開発拠点、研究所の新增設を行う製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業を営む中小企業者の方</p>	<p><b>融資</b></p> <p>○限度額 5億円</p> <p>○利 率 金融機関所定利率</p> <p>○期 間 15年以内 均等月賦返済</p>